

北部大阪都市計画桜ヶ丘地区地区計画

1. 地区計画の方針

名	称	桜ヶ丘地区地区計画
位	置	茨木市北春日丘一丁目地内
面	積	約7.7ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の西約1.5kmに位置し、低層住宅地として良好な住環境が形成されている地域である。</p> <p>このような状況の下、地区計画により、ゆとりとうるおいのある低層住宅地の居住環境を今後も維持・保全し、緑あふれる優れたまちなみ景観を育成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>低層住宅地としての良好な居住環境の維持、保全を図るとともに、緑化と色彩に配慮した優れた景観の育成に努める。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内に配置されている道路の機能が損なわれないよう、維持、保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途、規模、壁面の位置の制限を行うことにより、良好な居住環境を今後とも維持、保全し、優れた景観の育成を図る。</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	建築物等 の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 診療所及び診療所併用住宅</p> <p>(3) 住宅で、日用品の販売を主たる目的とする店舗、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する用途を兼ねるもの。</p> <p>(4) 前各号に附属する自動車車庫</p> <p>(5) 集会所</p>
	建築物の敷 地面積の最 低限度	190㎡
	壁面の位置 の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は0.5m以上とする。ただし、建築基準法施行令第135条の21に掲げるもの又は自動車車庫については、この限りでない。</p>

「地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

注) 当該計画は告示時点（平成26年10月31日（市告第314号））時点の法令に基づいています。令和元年10月25日以降、「建築基準法施行令第135条の21」とあるのは「建築基準法施行令第135条の22」とします。

桜ヶ丘地区地区計画 計画図

